

白井市地域防災計画  
(令和 7 年度修正)

新旧対象表

# 白井市地域防災計画（令和7年度修正）

## 新旧対照表目次

第1編 総 則――――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1
第2編 震災編――――――――――――――――――――――――――――――――――	4
附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画――――――――――	変更なし
第3編 風水害等編――――――――――――――――――――――――――――	26
第4編 大規模事故編――――――――――――――――――――――――	変更なし

## ○白井市地域防災計画【第1編 総則】

修正案	現行
<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>3.主な計画との関係</p> <p>【白井市総合計画との関係】</p> <p>令和8年度を初年度とする白井市第6次総合計画ではまちづくりの基本理念の一つに「<u>安全なまちで安心なくらし</u>」を掲げ、市の将来像を「<u>世代を超えた 笑顔と豊かさを 未来へつなぐまち</u>」として子どもから高齢者までのだれもが安心を実感できるまちづくりを目指している。</p> <p>また、<u>前期基本計画</u>では、<u>6つの目指すまちの一つに「災害に強いまち」</u>を掲げ、減災対策の充実に向けて、自助、共助、公助の連携を強化して市民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割と連携のもと取り組むこととしている。</p> <p>本計画は、市総合計画を踏まえて市民の生命、身体及び財産を災害から守るために防災対策全体の方向性について体系的に示したものである。また、必要に応じて財政計画における財源的措置が可能なものについては、総合計画（実施計画）の対象事業として位置付けて整備等を図っていくものとする。</p> <p>そこで、地域防災計画と総合計画との関係を整理すると、おおむね次のようになる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>総合計画は防災を含む市に関する包括的な計画であり、地域防災計画は総合計画の基本理念を踏まえた防災に関する具体的な計画で、あらゆる機関、各種団体（市民）の役割分担を対象としている計画である</p></div>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>3.主な計画との関係</p> <p>【白井市総合計画との関係】</p> <p>平成28年度を初年度とする白井市第5次総合計画では3つの基本理念の一つに「<u>安心</u>」を掲げ、市の将来像を「<u>ときめきと みどりあふれる 快活都市</u>」として子どもから高齢者までのだれもが安心を実感できるまちづくりを目指している。</p> <p>また、<u>令和3年度を初年度とする後期基本計画</u>では、<u>横断的視点として「災害に強いまちづくり」</u>を掲げ、減災対策の充実に向けて、自助、共助、公助の連携を強化して市民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割と連携のもと取り組むこととしている。</p> <p>本計画は、市総合計画を踏まえて市民の生命、身体及び財産を災害から守るために防災対策全体の方向性について体系的に示したものである。また、必要に応じて財政計画における財源的措置が可能なものについては、総合計画（実施計画）の対象事業として位置付けて整備等を図っていくものとする。</p> <p>そこで、地域防災計画と総合計画との関係を整理すると、おおむね次のようになる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>総合計画は防災を含む市に関する包括的な計画であり、地域防災計画は総合計画の基本理念を踏まえた防災に関する具体的な計画で、あらゆる機関、各種団体（市民）の役割分担を対象としている計画である</p></div>

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 7. 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<u>NTT 東日本(株)</u>	1.電気通信施設の整備に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ	2.災害時等における通信サービスの提供に関すること 3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 7. 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<u>東日本電信電話(株)</u>	1.電気通信施設の整備に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ	2.災害時等における通信サービスの提供に関すること 3.被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 第4節 防災面からみた白井市の概要

#### 1. 白井市の地域概要

##### ウ 気象

白井市は、夏に南西・北東の風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。

平成 16 年から令和 6 年の年平均気温をみると、15 度前後の状況である。また、降雨量は、平成 18 年の 1,844.5mm が過去 21 年間で最も多く、過去 21 年間の平均降雨量は約 1,450mm で県北部の年間平均降雨量と同程度である。(「令和 6 年版 統計しろい」より)

また、本市周辺の気象観測地点における観測史上 1 位の降雨量をみると、1 時間の最大降雨量は 68.5mm (佐倉、平成 27 年 6 月 23 日)、1 日の最大降雨量は 248.0mm (佐倉、令和元年 10 月 25 日)、1 月の最大降雨量は 637mm (佐倉、平成 3 年 10 月) である。

なお、本市の記録的短時間大雨情報の基準である 1 時間降雨量は 100mm、50 年に一度の大雨の 3 時間降雨量は 128mm、48 時間降雨量は 338mm である。

### 第4節 防災面からみた白井市の概要

#### 1. 白井市の地域概要

##### ウ 気象

白井市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。

平成 13 年から令和 3 年の年平均気温をみると、15 度前後の状況である。また、降雨量は、平成 18 年の 1,844.5mm が過去 21 年間で最も多く、過去 21 年間の平均降雨量は約 1,400mm で県北部の年間平均降雨量と同程度である。(「令和 3 年版 統計しろい」より)

また、本市周辺の気象観測地点における観測史上 1 位の降雨量をみると、1 時間の最大降雨量は 68.5mm (佐倉、平成 27 年 6 月 23 日)、1 日の最大降雨量は 248.0mm (佐倉、令和元年 10 月 25 日)、1 月の最大降雨量は 637mm (佐倉、平成 3 年 10 月) である。

なお、本市の記録的短時間大雨情報の指標である 1 時間降雨量は 100mm、大雨特別警報の基準である 50 年に一度の大雨の 3 時間降雨量は 128mm、48 時間降雨量は 338mm である。

観測史上最大の降水量（気象庁、2022年11月まで）

観測地点	1時間降水量	日降水量	月降水量
我孫子	53.5mm (平成28年7月20日)	196.5mm (平成25年10月16日)	516.5mm (平成25年10月)
佐倉	68.5mm (平成27年6月23日)	248.0mm (令和元年10月25日)	<u>637mm</u> (平成3年10月)
船橋	58.5mm (平成25年10月16日)	224.0mm (平成25年10月16日)	<u>567mm</u> (平成16年10月)

観測史上最大の降水量（気象庁、2022年11月まで）

観測地点	1時間降水量	日降水量	月降水量
我孫子	53.5mm (平成28年7月20日)	196.5mm (平成25年10月16日)	516.5mm (平成25年10月)
佐倉	68.5mm (平成27年6月23日)	248.0mm (令和元年10月25日)	<u>637.0mm</u> (平成3年10月)
船橋	58.5mm (平成25年10月16日)	224.0mm (平成25年10月16日)	<u>567.0mm</u> (平成16年10月)

## 2. 白井市の災害履歴

### (1)地震

#### 白井市に影響を与えた地震履歴

発生年月日	主な被害地域	規模(M)	被害概要
2005.2.16 (平成17年)	茨城県南部	<u>5.4</u>	最大震度5弱。負傷者26名、ブロック塀倒壊などの被害が発生。

## 2. 白井市の災害履歴

### (1)地震

#### 白井市に影響を与えた地震履歴

発生年月日	主な被害地域	規模(M)	被害概要
2005.2.16 (平成17年)	茨城県南部	<u>5.3</u>	最大震度5弱。負傷者26名、ブロック塀倒壊などの被害が発生。

○白井市地域防災計画【第2編 震災編 第2章 震災予防計画】

修正案	現行								
<p>第1節 震災に強いまちづくり</p> <p>4.ライフライン施設</p> <p>(5) <u>NTT東日本株式会社</u>、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</p>	<p>第1節 震災に強いまちづくり</p> <p>4.ライフライン施設</p> <p>(5) <u>東日本電信電話株式会社</u>、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</p>								
<p>第2節 防災体制の整備</p> <p>5.防災活動拠点の自立性構築</p> <p>白井市の主な防災活動拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>予定施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>医療</u>救護所</td><td>・保険福祉センター ・その他災害医療協力病院前など</td></tr> </tbody> </table>	種類	予定施設	<u>医療</u> 救護所	・保険福祉センター ・その他災害医療協力病院前など	<p>第2節 防災体制の整備</p> <p>5.防災活動拠点の自立性構築</p> <p>白井市の主な防災活動拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>予定施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加) 救護所</td><td>・保険福祉センター ・その他災害医療協力病院前など</td></tr> </tbody> </table>	種類	予定施設	(追加) 救護所	・保険福祉センター ・その他災害医療協力病院前など
種類	予定施設								
<u>医療</u> 救護所	・保険福祉センター ・その他災害医療協力病院前など								
種類	予定施設								
(追加) 救護所	・保険福祉センター ・その他災害医療協力病院前など								
<p>第4節 救助・救急・医療体制の整備</p> <p>1.医療救護体制の整備</p> <p>(1)医療救護の体系</p> <p>市は、関係機関と連携し、次のとおり医療救護体制を整備する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市</td><td> <input type="radio"/> <u>医療</u>救護所の設置  <input type="radio"/> 応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備  <input type="radio"/> 市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立  <input type="radio"/> 県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備         </td></tr> <tr> <td>(一社) 印旛郡市薬剤師会</td><td> <input type="radio"/> <u>医療</u>救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力         </td></tr> </tbody> </table>	市	<input type="radio"/> <u>医療</u> 救護所の設置 <input type="radio"/> 応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備 <input type="radio"/> 市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立 <input type="radio"/> 県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備	(一社) 印旛郡市薬剤師会	<input type="radio"/> <u>医療</u> 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力	<p>第4節 救助・救急・医療体制の整備</p> <p>1.医療救護体制の整備</p> <p>(1)医療救護の体系</p> <p>市は、関係機関と連携し、次のとおり医療救護体制を整備する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市</td><td> <input type="radio"/> (追加) 救護所の設置  <input type="radio"/> 応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備  <input type="radio"/> 市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立  <input type="radio"/> 県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備         </td></tr> <tr> <td>(一社) 印旛郡市薬剤師会</td><td> <input type="radio"/> (追加) 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力         </td></tr> </tbody> </table>	市	<input type="radio"/> (追加) 救護所の設置 <input type="radio"/> 応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備 <input type="radio"/> 市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立 <input type="radio"/> 県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備	(一社) 印旛郡市薬剤師会	<input type="radio"/> (追加) 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力
市	<input type="radio"/> <u>医療</u> 救護所の設置 <input type="radio"/> 応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備 <input type="radio"/> 市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立 <input type="radio"/> 県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備								
(一社) 印旛郡市薬剤師会	<input type="radio"/> <u>医療</u> 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力								
市	<input type="radio"/> (追加) 救護所の設置 <input type="radio"/> 応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備 <input type="radio"/> 市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立 <input type="radio"/> 県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備								
(一社) 印旛郡市薬剤師会	<input type="radio"/> (追加) 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力								

## (2) 市医療救護本部、医療救護所の設置・運営体制の整備

多数の傷病者が発生した場合には、白井市保健福祉センターに市医療救護本部を設置するほか、保健福祉センター又は災害医療協力病院前に医療救護所を設置するため、印旛市郡医師会等と連携して必要な体制等を整備する。

## (4) 医療救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力

市は、印旛郡市薬剤師会等と連携し、医療救護所等で使用する医薬品や医療資器材の確保体制について事前に検討するよう努める。

## 3.傷病者搬送体制の整備

### (1) 医療機関との連携体制の整備

医療救護所の後方医療機関として、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備に努める。

## 第6節 要配慮者の安全確保

### 1. 避難行動要支援者

#### 避難支援の重要事項

項目	内容
避難行動要支援者 名簿に掲載する者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 身体障害者手帳を所持する方<ul style="list-style-type: none"><li>・視覚障がい</li><li>・聴覚障がい</li><li>・上肢機能障がい（1級から2級）</li><li>・下肢、体幹機能障がい（1級から3級）</li><li>・呼吸器機能障がい（1級から2級）</li></ul></li><li>② 療育手帳を所持する方（Ⓐ又はA）</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級）</li></ul>

## (2) 市医療救護本部、(追加)救護所の設置・運営体制の整備

多数の傷病者が発生した場合には、白井市保健福祉センターに市医療救護本部を設置するほか、保健福祉センター又は災害医療協力病院前に(追加)救護所を設置するため、印旛市郡医師会等と連携して必要な体制等を整備する。

## (4) (追加)救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力

市は、印旛郡市薬剤師会等と連携し、(追加)救護所等で使用する医薬品や医療資器材の確保体制について事前に検討するよう努める。

## 3.傷病者搬送体制の整備

### (1) 医療機関との連携体制の整備

(追加)救護所の後方医療機関として、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備に努める。

## 第6節 要配慮者の安全確保

### 1. 避難行動要支援者

#### 避難支援の重要事項

項目	内容
避難行動要支援者 名簿に掲載する者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 身体障害者手帳を所持する方<ul style="list-style-type: none"><li>・視覚障がい</li><li>・聴覚障がい</li><li>・上肢機能障がい（1級から2級）</li><li>・下肢、体幹機能障がい（1級から3級）</li><li>・呼吸器機能障がい（1級から2級）</li></ul></li><li>② 療育手帳を所持する方（Ⓐ又はA）</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級）</li></ul>

	<p>④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方  <u>⑤ 医療機器(人工呼吸器等)の電源喪失が命に関わる方</u>  <u>⑥ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）</u></p>		<p>④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方  <u>（追加）</u>  <u>⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）</u></p>
避難支援等関係者	<p>① 自主防災組織（防災会） ②自治会  ③ 民生委員 ④社会福祉協議会</p>	避難支援等関係者	<p>① 自主防災組織（防災会） ②自治会  ③ 民生委員 ④社会福祉協議会など</p>
名簿に掲載する個人情報	<p>① 氏名 ② 生年月日  ③ 性別 ④ 住所又は居所  ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の<u>連絡先</u>  ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容  ⑨ 自治会名・行政区名</p>	名簿に掲載する個人情報	<p>① 氏名 ② 生年月日  ③ 性別 ④ 住所又は居所  ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の<u>連絡先</u>  ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容  ⑨ 自治会名・行政区名</p>

## 第8節 避難収容体制の整備

### 5.避難所の開設・運営

#### (2)避難所の運営

エ 施設を避難所のほかに医療救護所や物資集積等の拠点に指定する場合は、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。

## 第8節 避難収容体制の整備

### 5.避難所の開設・運営

#### (2)避難所の運営

エ 施設を避難所のほかに（追加）救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。

○白井市地域防災計画【第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画】

修正案	現行																												
<p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>2.災害対策本部体制</p> <p>(3) 災害対策本部及び各対策部構成図</p> <p>○本部長・副本部長・本部員</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>副市長、教育長 <u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>本部員</td><td>企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長</td></tr> </table> <p>○本部事務局（総務部長）</p> <table border="1"> <tr> <td>事務局長</td><td>総務部長</td></tr> <tr> <td><u>事務局長補佐</u></td><td><u>危機管理監</u></td></tr> <tr> <td>総括グループ長</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr> <td>総括グループ</td><td>危機管理課</td></tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長 <u>(削除)</u>	本部員	企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長	事務局長	総務部長	<u>事務局長補佐</u>	<u>危機管理監</u>	総括グループ長	危機管理課長	総括グループ	危機管理課	<p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>2.災害対策本部体制</p> <p>(3) 災害対策本部及び各対策部構成図</p> <p>○本部長・副本部長・本部員</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>副市長、教育長 <u>危機管理監</u></td></tr> <tr> <td>本部員</td><td>企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長</td></tr> </table> <p>○本部事務局（総務部長）</p> <table border="1"> <tr> <td>事務局長</td><td>総務部長</td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr> <td>総括グループ長</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr> <td>総括グループ</td><td>危機管理課</td></tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長 <u>危機管理監</u>	本部員	企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長	事務局長	総務部長	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	総括グループ長	危機管理課長	総括グループ	危機管理課
本部長	市長																												
副本部長	副市長、教育長 <u>(削除)</u>																												
本部員	企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長																												
事務局長	総務部長																												
<u>事務局長補佐</u>	<u>危機管理監</u>																												
総括グループ長	危機管理課長																												
総括グループ	危機管理課																												
本部長	市長																												
副本部長	副市長、教育長 <u>危機管理監</u>																												
本部員	企画財政部長 市民環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長																												
事務局長	総務部長																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																												
総括グループ長	危機管理課長																												
総括グループ	危機管理課																												

対策班	総務課 人事課 財政課	対策班	総務課 人事課 財政課
総括グループ 広報班 無線班	秘書課 <u>(削除)</u> 公共施設マネジメント課 会計課	総括グループ 広報班 無線班	秘書課 <u>人事課</u> 公共施設マネジメント課 会計課
総括グループ 総務班 応援班	総務課 <u>人事課</u> 産業振興課 農業委員会事務局 議会事務局 監査委員事務局 会計課	総括グループ 総務班 応援班	総務課 <u>(追加)</u> 産業振興課 農業委員会事務局 議会事務局 監査委員事務局 会計課
情報グループ長	人事課長	情報グループ長	人事課長
情報グループ 情報分析班	危機管理課 総務課 人事課 財政課 公共施設マネジメント課	情報グループ 情報分析班	危機管理課 総務課 人事課 財政課 公共施設マネジメント課
情報グループ 情報受付収集班	公共施設マネジメント課 企画政策課 未来創造戦略室	情報グループ 情報受付収集班	公共施設マネジメント課 企画政策課 未来創造戦略室
情報グループ	危機管理課	情報グループ	危機管理課

情報伝達集計班	(削除) 財政課 産業振興課	情報伝達集計班	<u>企画政策課</u> 財政課 産業振興課
本部連絡員 (各部係長職相当以上)	企画財政部、市民環境経済部、福祉部、健康子ども部、都市建設部、教育部、消防団	本部連絡員 (各部係長職相当以上)	企画財政部、市民環境経済部、福祉部、健康子ども部、都市建設部、教育部、消防団
避難罹災部 (企画財政部長、市民環境経済部長、教育部長)			避難罹災部 (企画財政部長、市民環境経済部長、教育部長)
<p>○避難班</p> <p>教育総務課、学校政策課、 教育支援課、生涯学習課、 文化センター、学校給食センター、 市民課、市民活動支援課、 <u>企画政策課</u> 避難所直行職員（指名職員）</p> <p>○罹災班</p> <p>課税課 収税課</p> <p>○環境班</p> <p>環境課</p> <p>○復興班</p> <p>企画政策課</p>			<p>○避難班</p> <p>教育総務課、学校政策課、 教育支援課、生涯学習課、 文化センター、学校給食センター、 市民課、市民活動支援課、 (追加) 避難所直行職員（指名職員）</p> <p>○罹災班</p> <p>課税課 収税課</p> <p>○環境班</p> <p>環境課</p> <p>○復興班</p> <p>企画政策課</p>

#### (4) 各部各班の事務分掌

部	班名	事務分掌
本部事務局 総括グループ	対策班	1.災害対策本部の設置・解散、本部事務局の運営、災害対策本部会議の開催、本部長指示等の発信に関する事
	○危機管理課	2.災害対策の基本方針、総合調整・統制に関する事
	総務課	3.基本方針に基づく各部・災害対策本部事務局各班への具体的な指示及び実行の確認に関する事
	人事課	4.県、他市町村、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連絡調整に関する事
	財政課	5.避難指示等の発令に関する事
		6.自衛隊災害派遣、応急対策職員派遣等に関する事
		7.市の配備体制に関する事
		8.災害視察等の対応に関する事
	広報班・無線班	1.災害広報、報道機関との連絡調整に関する事
	○(削除)・秘書課	2.防災行政無線の運用統制に関する事
公共施設マネジメント課	3.本部長の秘書に関する事	
会計課	4.災害対策相談窓口の設置、運営に関する事	
総務班・応援班	1.応援要請及び受援の総括、総合調整、応援団体の宿泊等の支援に関する事	
○総務課・ <u>人事課</u>	2.事務局員の勤務管理（ローテーション等）、支援に関する事	
農業委員会事務局	3.市議会との連絡調整に関する事	
産業振興課	4.庁舎、私有財産の被害調査、保全、緊急使用に関する事	
議会事務局	5.車両、燃料等の共有資源の確保、管理等に関する事	
監査委員事務局		

#### (4) 各部各班の事務分掌

部	班名	事務分掌
本部事務局	対策班 ○危機管理課 総務課 人事課 財政課	1.災害対策本部の設置・解散、本部事務局の運営、災害対策本部会議の開催、本部長指示等の発信に関すること
		2.災害対策の基本方針、総合調整・統制に関すること
		3.基本方針に基づく各部・災害対策本部事務局各班への具体的な指示及び実行の確認に関すること
		4.県、他市町村、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連絡調整に関すること
		5.避難指示等の発令に関すること
		6.自衛隊災害派遣、応急対策職員派遣等に関すること
		7.市の配備体制に関すること
		8.災害視察等の対応に関すること
	広報班・無線班 ○人事課・秘書課 公共施設マネジメント課 会計課	1.災害広報、報道機関との連絡調整に関すること
		2.防災行政無線の運用統制に関すること
		3.本部長の秘書に関すること
		4.災害対策相談窓口の設置、運営に関すること
総括グループ	総務班・応援班 ○総務課・(追加) 農業委員会事務局 産業振興課 議会事務局 監査委員事務局	1.応援要請及び受援の総括、総合調整、応援団体の宿泊等の支援に関すること
		2.事務局員の勤務管理(ローテーション等)、支援に関すること
		3.市議会との連絡調整に関すること
		4.庁舎、私有財産の被害調査、保全、緊急使用に関すること
		5.車両、燃料等の共有資源の確保、管理等に関すること

	会計課	<p>6.災害関係経費の出納に関すること</p> <p>7.義援金の募集、受領に関すること</p> <p>8.応急財政措置に関すること</p> <p>9.飲食料・生活物資の調達（救援物資の募集含む）、物資集積所の設置・運営、避難所等への供給に関すること</p> <p>10.農林業及び商工業関係の被害調査、災害対策（融資、病害虫防除、技術指導等含む）に関すること</p> <p>11.各班の職務応援に関すること</p>		会計課	<p>6.災害関係経費の出納に関すること</p> <p>7.義援金の募集、受領に関すること</p> <p>8.応急財政措置に関すること</p> <p>9.飲食料・生活物資の調達（救援物資の募集含む）、物資集積所の設置・運営、避難所等への供給に関すること</p> <p>10.農林業及び商工業関係の被害調査、災害対策（融資、病害虫防除、技術指導等含む）に関すること</p> <p>11.各班の職務応援に関すること</p>
情報グループ	情報分析班	<p>1.地震・気象情報の収集に関すること</p> <p>2.関係機関等からの情報収集分析・集約・整理に関すること</p> <p>3.本部事務局内での情報の提供・確認・進行管理</p>	情報グループ	情報分析班	<p>1.地震・気象情報の収集に関すること</p> <p>2.関係機関等からの情報収集分析・集約・整理に関すること</p> <p>3.本部事務局内での情報の提供・確認・進行管理</p>
	○危機管理課			○危機管理課	
	総務課、人事課			総務課、人事課	
	財政課			財政課	
	公共施設マネジメント			公共施設マネジメント	
	情報受付収集班	<p>1.市民、関係機関からの情報収集・記録・整理（被災情報、避難、安否情報、防災気象情報）に関すること</p>		情報受付収集班	<p>1.市民、関係機関からの情報収集・記録・整理（被災情報、避難、安否情報、防災気象情報）に関すること</p>
	○公共施設マネジメント課			○公共施設マネジメント課	
	企画政策課			企画政策課	
	未来創造戦略室			未来創造戦略室	
	情報伝達集計班	<p>1.情報の伝達・集計・確認に関すること</p>		情報伝達集計班	<p>1.情報の伝達・集計・確認に関すること</p>
	○危機管理課			○危機管理課	
	<u>（削除）</u>			<u>企画政策課</u>	
	財政課			財政課	
	産業振興課			産業振興課	
	本部連絡員 (各部係長職相当以上)	<p>1.各部の事務分掌に基づく対策（事前・事後）の実行等に関する連絡及び状況報告に関すること</p>		本部連絡員 (各部係長職相当以上)	<p>1.各部の事務分掌に基づく対策（事前・事後）の実行等に関する連絡及び状況報告に関すること</p>

		2.災害対策本部事務局からの指示に対する対応（対策）の実行及び報告に関すること			2.災害対策本部事務局からの指示に対する対応（対策）の実行及び報告に関すること
避難罹災部	避難班 ○教育総務課 学校政策課 教育支援課 生涯学習課 文化センター 学校給食センター 市民課 市民活動支援課 <u>企画政策課</u>	1.指定避難所・一次滞在施設の管理運営に関すること 2.行方不明者・安否情報の取りまとめ、照会対応に関すること 3.遺体安置所の開設・運営に関すること 4.文化財の被害調査、災害対策に関すること 5.学校給食センターを活用した炊き出しに関すること 6.学校施設の被害調査・復旧、各学校との連絡調整、応急教育に関すること 7.被災児童生徒の学用品の調達、支給に関すること <b>8.外国人対応に関すること</b>	避難班 ○教育総務課 学校政策課 教育支援課 生涯学習課 文化センター 学校給食センター 市民課 市民活動支援課 <u>(追加)</u>	1.指定避難所・一次滞在施設の管理運営に関すること 2.行方不明者・安否情報の取りまとめ、照会対応に関すること 3.遺体安置所の開設・運営に関すること 4.文化財の被害調査、災害対策に関すること 5.学校給食センターを活用した炊き出しに関すること 6.学校施設の被害調査・復旧、各学校との連絡調整、応急教育に関すること 7.被災児童生徒の学用品の調達、支給に関すること <b>(追加)</b>	
	避難所直行職員 市長による事前任命職員	1.地震時の指定避難所の開設・初期運営に関すること		1.地震時の指定避難所の開設・初期運営に関すること	
	罹災班 ○課税課 収税課	1.各地区の家屋の被害概況調査に関すること 2.被害家屋認定調査、罹災証明に関すること 3.市税の災害時特例措置に関すること		1.各地区の家屋の被害概況調査に関すること 2.被害家屋認定調査、罹災証明に関すること 3.市税の災害時特例措置に関すること	
	環境班 ○環境課	1.災害廃棄物の収集、処理に関すること 2.貯留型仮設トイレの調達・配置、し尿の非常収集・処理に関すること 3.被災地の消毒、そ族こん虫等駆除に関すること 4.被災地の環境保全及び公害防止対策に関すること		1.災害廃棄物の収集、処理に関すること 2.貯留型仮設トイレの調達・配置、し尿の非常収集・処理に関すること 3.被災地の消毒、そ族こん虫等駆除に関すること 4.被災地の環境保全及び公害防止対策に関すること	
	復興班（復旧・復興期） ○企画政策課	1.復興計画の統括に関すること 2.被災者台帳の統括に関すること		1.復興計画の統括に関すること 2.被災者台帳の統括に関すること	
	止福	1.福祉避難所の設置・運営に関すること		1.福祉避難所の設置・運営に関すること	

インフラ部	福祉班 ○社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 保育課 各保育園	2.要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児、外国人等）の調査、支援に関すること	福祉班 ○社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 保育課 各保育園	2.要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児、外国人等）の調査、支援に関すること
		3.応急保育に関すること		3.応急保育に関すること
		4.災害弔慰金・災害見舞金・義援金・被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸し付けに関すること		4.災害弔慰金・災害見舞金・義援金・被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸し付けに関すること
		5.災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること		5.災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
		1.市医療救護本部の設置・運営・解散等に関すること		1.市医療救護本部の設置・運営・解散等に関すること
	医療班 ○健康課 保険年金課	2.医療救護、助産に関すること		2.医療救護、助産に関すること
		3.防疫、保健衛生に関すること		3.防疫、保健衛生に関すること
		1.土木施設（道路、橋梁及び河川等）の被害調査、応急復旧に関すること	土木班 ○道路課	1.土木施設（道路、橋梁及び河川等）の被害調査、応急復旧に関すること
	土木班 ○道路課	2.応急交通対策（通行障害物の除去、通行規制等）に関すること		2.応急交通対策（通行障害物の除去、通行規制等）に関すること
		3.災害により被害が発生した箇所及び発生するおそれのある箇所の巡視・注意喚起に関すること		3.災害により被害が発生した箇所及び発生するおそれのある箇所の巡視・注意喚起に関すること
		4.水防活動に関すること		4.水防活動に関すること
	都市班 ○都市計画課	1.公園施設の被害調査・復旧、緊急使用（ヘリコプター臨時離着陸場等の災害活動拠点の運用）に関すること	都市班 ○都市計画課	1.公園施設の被害調査・復旧、緊急使用（ヘリコプター臨時離着陸場等の災害活動拠点の運用）に関すること
		2.公共交通機関との連絡調整、被害状況の把握に関すること		2.公共交通機関との連絡調整、被害状況の把握に関すること
	住宅班 ○建築宅地課	1.被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること	住宅班 ○建築宅地課	1.被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること
		2.応急住宅の確保・管理、被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること		2.応急住宅の確保・管理、被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること
	上下水道班 ○上下水道課	1.上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること	上下水道班 ○上下水道課	1.上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること
		2.給水車、給水施設による応急給水に関すること（ペットボトル飲料水の調達供給、非常用井戸の運用を除く）		2.給水車、給水施設による応急給水に関すること（ペットボトル飲料水の調達供給、非常用井戸の運用を除く）

		3.排水対策に関すること			3.排水対策に関すること
消防部	消防班 ○白井市消防団	1.災害現場における消防、救急及び救出活動に関すること 2.危険地域の警戒及び広報に関すること 3.避難指示等の伝達及び誘導に関すること 4.行方不明者の捜索に関すること 5.消防通信の運用及び確保に関すること 6.消防団の運用に関すること	消防部	消防班 ○白井市消防団	1.災害現場における消防、救急及び救出活動に関すること 2.危険地域の警戒及び広報に関すること 3.避難指示等の伝達及び誘導に関すること 4.行方不明者の捜索に関すること 5.消防通信の運用及び確保に関すること 6.消防団の運用に関すること
各部共通	受援担当者 各部の指名職員	1.部内の応援要請・受援の総括、総務班・応援班との連絡調整に関すること	各部共通	受援担当者 各部の指名職員	1.部内の応援要請・受援の総括、総務班・応援班との連絡調整に関すること
各部共通	各班共通	1.管理施設の保全、施設利用者の安全確保に関すること 2.所管施設の被害調査又は情報収集、災害対策に関すること 3.所掌事務に必要な資源（共用資源を除く）の確保、管理に関すること 4.所掌事務に關係する機関・団体、専門ボランティアとの連絡調整に関すること 5.災害救助法対象事務の帳簿等の作成に関すること 6.被災者台帳対象情報の管理、復興班への報告に関すること 7.避難所が長期化した場合の避難所運営の協力（全庁ローテーション）に関すること	各部共通	各班共通	1.管理施設の保全、施設利用者の安全確保に関すること 2.所管施設の被害調査又は情報収集、災害対策に関すること 3.所掌事務に必要な資源（共用資源を除く）の確保、管理に関すること 4.所掌事務に關係する機関・団体、専門ボランティアとの連絡調整に関すること 5.災害救助法対象事務の帳簿等の作成に関すること 6.被災者台帳対象情報の管理、復興班への報告に関すること 7.避難所が長期化した場合の避難所運営の協力（全庁ローテーション）に関すること
		3.職員の動員・配備 (2)動員の方法 カ 応急危険度判定士 市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間はインフラ部住宅班を応援し、住宅班長（建築宅地課長）の指揮下			3.職員の動員・配備 (2)動員の方法 カ 応急危険度判定士 市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間はインフラ部住宅班を応援し、住宅班長（建築宅地課長）の指揮下

で、本部、避難所、医療救護所等の重要施設の応急点検を行う。

### 第3節 情報収集・伝達

#### 3.地震に関する情報

##### (4)震源・震度情報

#### 4.時系列収集区分

##### (3)中間災害情報の収集

###### 中間災害情報の調査事項と担当

実施担当	調査項目	協力機関
本部事務局 対策班	公益事業被害	<u>NTT 東日本(株)</u> 東京電力パワーグリッド(株)
福祉医療部 医療班	人的被害（ <u>医療</u> 救護所傷病者、医療施設診療状況）	印旛市郡医師会 印旛郡市歯科医師会

で、本部、避難所、(追加)救護所等の重要施設の応急点検を行う。

### 第3節 情報収集・伝達

#### 3.地震に関する情報

##### (4)震度に関する情報

#### 4.時系列収集区分

##### (3)中間災害情報の収集

###### 中間災害情報の調査事項と担当

実施担当	調査項目	協力機関
本部事務局 対策班	公益事業被害	<u>東日本電信電話(株)</u> 東京電力パワーグリッド(株)
福祉医療部 医療班	人的被害（ <u>(追加)</u> 救護所傷病者、医療施設診療状況）	印旛市郡医師会 印旛郡市歯科医師会

#### 5. 県等への被害報告

##### (4)収集報告に当たって留意すべき事項

###### 国及び県への報告方法

県	
勤務時間内	<p>【県防災対策課】</p> <p>① 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) FAX 500-<u>7631</u> (地上系) 012-500-<u>7631</u> (衛星系)</p> <p>② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127</p>

#### 5. 県等への被害報告

##### (4)収集報告に当たって留意すべき事項

###### 国及び県への報告方法

県	
勤務時間内	<p>【県防災対策課】</p> <p>① 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) FAX 500-7298 (地上系) 012-<u>500-7298</u> (衛星系)</p> <p>② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127</p>

## 6.広報活動

### (1)広報内容

ア 震災発生直後からの初動活動期（概ね 72 時間）

発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

分類	広報内容	
生存関連情報	1.医療情報	①医療機関の受入情報 ②臨時開設された医療施設・ <u>医療</u> 救護所情報 ③専門医療（人工透析等）医療機関情報

イ 生活の再開時期（概ね 72 時間以降）

災害の拡大するおそれがなくなり、住民が生活を再開するために提供する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

分類	広報内容	
混乱防止のための情報	3.生活の基礎情報	①店舗営業・浴場情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 ④医療情報（病院・診療所・ <u>医療</u> 救護所） ⑤各種相談窓口情報

## 第 5 節 救助・救急・医療活動

### 1.救助・救急活動

#### (3) 自治会・自主防災組織・住民による活動体制

震災発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民によ

## 6.広報活動

### (1)広報内容

ア 震災発生直後からの初動活動期（概ね 72 時間）

発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

分類	広報内容	
生存関連情報	1.医療情報	①医療機関の受入情報 ②臨時開設された医療施設・ <u>（追加）</u> 救護所情報 ③専門医療（人工透析等）医療機関情報

イ 生活の再開時期（概ね 72 時間以降）

災害の拡大するおそれがなくなり、住民が生活を再開するために提供する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

分類	広報内容	
混乱防止のための情報	3.生活の基礎情報	①店舗営業・浴場情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 ④医療情報（病院・診療所・ <u>（追加）</u> 救護所） ⑤各種相談窓口情報

## 第 5 節 救助・救急・医療活動

### 1.救助・救急活動

#### (3) 自治会・自主防災組織・住民による活動体制

震災発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民によ

る自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要である。自主防災組織・住民は協力して地域における避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、行方不明者の搜索、救助、傷病者の応急手当、医療救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対して協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当て、医療救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

## 2.医療活動

### (2) 市の活動体制

市は市医療救護本部を保健福祉センターに設置し、市内の医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、市内診療所や医療機関、県災害医療本部、合同救護本部（印旛保健所）等との通信体制を確保するとともに、必要に応じて人員を要請し、県への支援や調整を円滑に求められるようにする。

### (3) 情報収集・提供

市医療救護本部は、市災害対策本部、医療機関等、医師会その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行う。

ア 負傷者等の発生状況

イ 市内のライフラインの被災状況

ウ 避難所設置と避難者数の状況

エ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況（災害拠点病院を含む）、医療救護本部との連絡手段

オ 医療救護所及び医療施設の人員、医薬品及び医療資機材、燃料等の需給状況

カ 医療施設、医療救護所等への交通状況、搬送手段の状況

る自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要である。自主防災組織・住民は協力して地域における避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、行方不明者の搜索、救助、傷病者の応急手当、(追加)救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対して協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当て、(追加)救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

## 2.医療活動

### (2) 市の活動体制

市は市医療救護本部を保健福祉センターに設置し、市内の医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県災害医療本部、合同救護本部（印旛保健所）との通信体制を確保するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請し、県への支援や調整を円滑に求められるようにする。

### (3) 情報収集・提供

市医療救護本部は、医療機関、医師会その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、関係機関へも提供する。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

ウ 避難所及び医療救護所の設置状況

エ 救護所等の医薬品及び医療資器材の需給状況

オ 医療施設、医療救護所等への交通状況

カ その他医療救護活動に資する事項

## キ その他医療救護活動に資する事項

### (4) 医療救護

#### ア 医療救護班の編成

市医療救護本部は、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が低下、若しくは停止し、傷病者等の治療が困難となつたときは、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、合同救護本部（印旛保健所）に対し医療班の派遣等必要な措置を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

#### イ 医療救護所の設置

市医療救護本部は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるとときは、医療救護所を保健福祉センターに設置する。また、状況に応じて千葉県指定の災害医療協力病院（千葉白井病院、北総白井病院、白井聖仁会病院）前に設置する。負傷者が多く、対応が困難と判断した場合は、保健福祉センター内への設置ができるよう備える。

#### ウ 医療救護所の活動内容

医療救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) トリアージ（傷病者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- (イ) 診察及び実施可能な応急処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 助産
- (オ) 医療機関への収容、搬送についての市医療救護本部への報告
- (カ) 医療救護活動の記録の報告
- (キ) 死亡の確認
- (ク) 医薬品や資機材の管理

## (追加)

### (4) 医療救護

#### ア 医療救護班の編成

市医療救護本部は、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が低下、若しくは停止し、傷病者等の治療が困難となつたときは、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、合同救護本部（印旛保健所）に対し医療班の派遣等必要な措置を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

#### イ (追加) 救護所の設置

市医療救護本部は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるとときは、(追加) 救護所を保健福祉センターに設置する。また、状況に応じて千葉県指定の災害医療協力病院（千葉白井病院、北総白井病院、白井聖仁会病院）への設置について協力を要請する。

#### ウ (追加) 救護所の活動内容

(追加) 救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) トリアージ（傷病者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- (イ) 診察及び実施可能な応急処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 助産
- (オ) 医療機関への収容、搬送についての市医療救護本部への報告
- (カ) 医療救護活動の記録の報告
- (キ) 死亡の確認
- (ク) 医薬品や資機材の管理

## エ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と県（災害医療本部、合同救護本部）、医師会等が協議して定める。

### （5）搬送体制

建物の倒壊や、同時多発火災による負傷者が多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。被災現場から医療救護所への搬送は市が努め、医療救護所から後方医療施設までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ア 自主防災組織・住民による搬送（現場→医療救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の医療救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・住民が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（現場・医療救護所→医療施設、後方医療施設）

被災現場又は救護所のトリアージ（傷病者の重傷度判定）により、救命処置を要する重症者を最優先とする。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプター及び民間のヘリコプターにより搬送を県（災害医療本部）に要請する。

。

### （6）医薬品・資機材の確保

ア 備蓄医薬品等での対応

イ 医師、歯科医師携行医薬品等での対応

医療救護・助産等のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、医師、歯科医師等が携行した医薬品等を使用する。（費用について市が実費弁償する。）

ウ 県への要請

## エ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と県（災害医療本部、合同救護本部）、医師会等が協議して定める。

### （5）搬送体制

建物の倒壊や、同時多発火災による負傷者が多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。被災現場から（追加）救護所への搬送は市が努め、（追加）救護所から後方医療施設までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ア 自主防災組織・住民による搬送（現場→（追加）救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の（追加）救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・住民が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（現場・救護所→（追加）医療施設、後方医療施設）

被災現場又は救護所のトリアージ（傷病者の重傷度判定）により、救命処置を要する重症者を最優先とする。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプター及び民間のヘリコプターにより搬送を県（災害医療本部）に要請する。

### （6）医薬品・資機材の確保

ア 備蓄医薬品等での対応

イ 医師、歯科医師携行医薬品等での対応

医療救護・助産等のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、医師、歯科医師等が携行した医薬品等を使用する。（費用について市が実費弁償する。）

ウ 県への要請

印旛合同救護本部を通じて、県災害医療本部に供給を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(7) 救急・救助・医療活動従事者の惨事ストレス対策

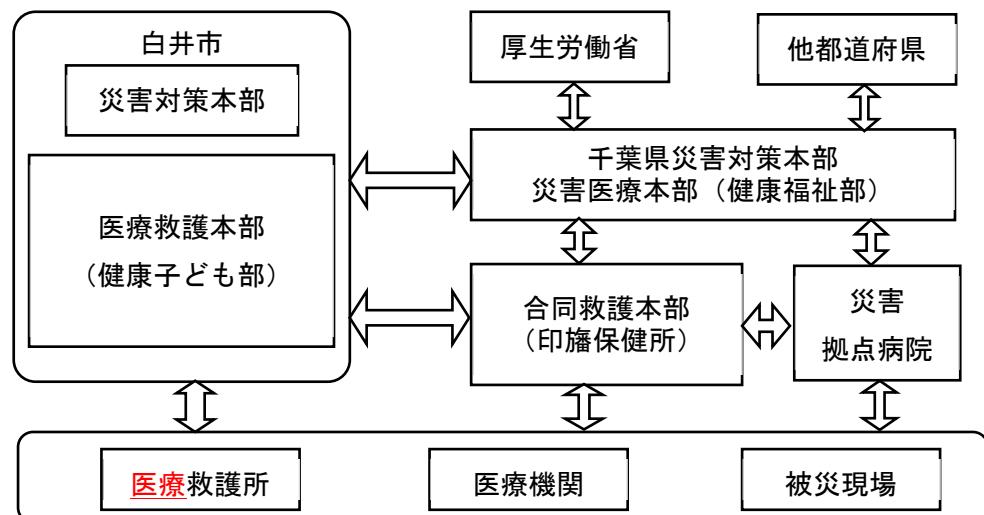
救急・救助・医療活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(8) 医療救護チームの支援要請

市からの支援要請があったときは、知事は千葉県地域防災計画（千葉県災害医療救護計画）に基づき、次の医療救護班を派遣する。

市医療救護本部は、DMAT 現場活動指揮所が設置された場合や県内外の医療救護チームを受け入れた場合、その活動に協力する。

医療救護活動の体系図



県（印旛合同救護本部）を通じて、各医療機関等に協力を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(7) 救急・救助・医療活動従事者の惨事ストレス対策

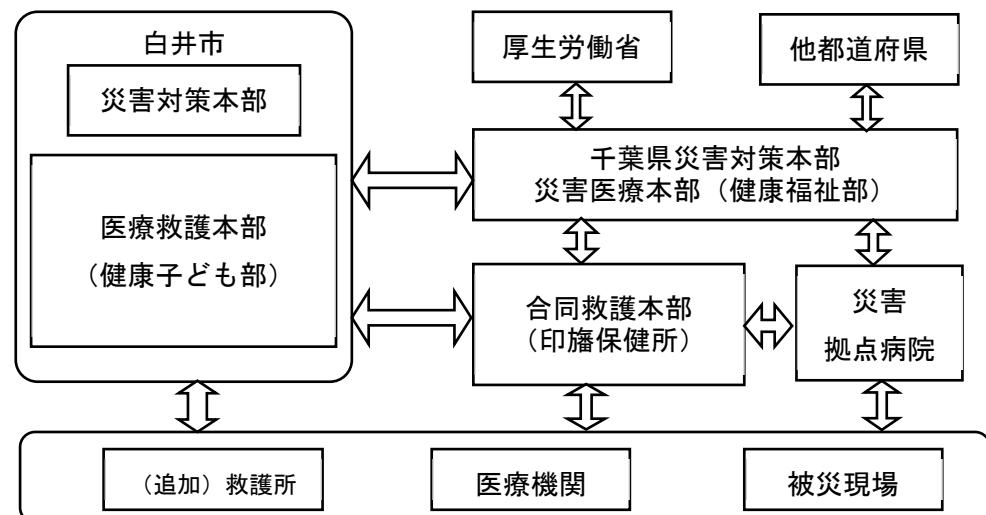
救急・救助・医療活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(8) 医療救護チームの支援要請

市からの支援要請があったときは、知事は千葉県地域防災計画（千葉県災害医療救護計画）に基づき、次の医療救護班を派遣する。

市医療救護本部は、DMAT 現場活動指揮所が設置された場合や県内外の医療救護チームを受け入れた場合、その活動に協力する。

医療救護活動の体系図



<p>第 12 節 給水活動</p> <p>2.給水活動</p> <p>(3) 給水順位</p> <p><u>医療</u>救護所及び重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。</p> <p>(6) 県企業局の協力</p> <p>県企業局は上下水道班と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。</p> <p>ア 給水車等への注水</p> <p>イ 重要施設（医療機関、福祉施設及び<u>医療</u>救護所）への給水協力</p> <p>ウ 仮配管、仮設給水栓の設置</p> <p>エ 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導</p> <p>第 14 節 保健衛生活動</p> <p>4.家庭動物対策</p> <p>印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。</p> <p>また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協</p>	<p>第 12 節 給水活動</p> <p>2.給水活動</p> <p>(3) 給水順位</p> <p><u>(追加)</u>救護所及び重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。</p> <p>(6) 県企業局の協力</p> <p>県企業局は上下水道班と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。</p> <p>ア 給水車等への注水</p> <p>イ 重要施設（医療機関、福祉施設及び<u>(追加)</u>救護所）への給水協力</p> <p>ウ 仮配管、仮設給水栓の設置</p> <p>エ 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導</p> <p>第 14 節 保健衛生活動</p> <p>4.家庭動物対策</p> <p>印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。</p> <p>また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協</p>
--	--

同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等関係機関が実施する家庭動物対策について、医療救護所等の設置のための公共用地の提供等、必要に応じ協力を行う。

## 第15節 行方不明者の搜索・遺体の処理等

### 2. 遺体の処理

#### (2) 検案所の設置

避難班は、避難所に指定されていない公共施設等、適当な場所を選定し遺体検案所を設置する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

(削除)

#### (3) 遺体の身元確認

避難班は、印西警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

印西警察署長は、市長と緊密に連絡し、市の行う身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等関係機関が実施する家庭動物対策について、(追加)救護所等の設置のための公共用地の提供等、必要に応じ協力を行う。

## 第15節 行方不明者の搜索・遺体の処理等

### 2. 遺体の処理

#### (2) 検案所の設置

避難班は、被災地に近い公共施設に遺体検案所を設置する。

#### (3) 遺体検案所（案）

- |                                    |                                 |                                |
|------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 白井コミュニティセンター | <input type="radio"/> 公民センター    | <input type="radio"/> 富士センター   |
| <input type="radio"/> 西白井コミュニティプラザ | <input type="radio"/> 西白井複合センター | <input type="radio"/> 白井駅前センター |
| ――                                 |                                 |                                |
| <input type="radio"/> 桜台センター       |                                 |                                |

#### (4) 遺体の身元確認

避難班は、印西警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

印西警察署長は、市長と緊密に連絡し、市の行う身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

## 第16節 廃棄物処理対策

### 3. し尿処理

#### (4)収集・運搬・処理の応援要請

市単独での対応が難しい場合、県内市町村で締結した「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や県と千葉県環境保全センターは締結した「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」

## 第17節 ライフライン対策

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
5.通信施設	<u>NTT 東日本(株)</u> 、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

### 5.通信施設

通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。

#### ●NTT 東日本株式会社

## 第18節 建物・宅地対策

### 3.被災建築物応急危険度判定

#### (1) 実施体制の準備

市は、応急危険度判定が安全かつ迅速に行えるよう判定実施計画を策定し、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間は

## 第16節 廃棄物処理対策

### 3. し尿処理

#### (4)収集・運搬・処理の応援要請

市単独での対応が難しい場合、県内市町村で締結した「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や県と千葉県環境保全センターは締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」

## 第17節 ライフライン対策

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
5.通信施設	<u>東日本電信電話(株)</u> 、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

### 5.通信施設

通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。

#### ●東日本電信電話株式会社

## 第18節 建物・宅地対策

### 3.被災建築物応急危険度判定

#### (1) 実施体制の準備

市は、応急危険度判定が安全かつ迅速に行えるよう判定実施計画を策定し、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間は

インフラ部住宅班長（建築宅地課長）の指揮下に入り、本部、避難所、 <u>医療</u> 救護所等の重要建築物の危険度判定を行う。	インフラ部住宅班長（建築宅地課長）の指揮下に入り、本部、避難所、 <u>（追加）</u> 救護所等の重要建築物の危険度判定を行う。
---	---

○白井市地域防災計画【第2編 震災編 第4章 震災復旧計画】

修正案	現行								
<p>第2節 生活関連施設等の復旧計画 『計画の体系・担当』</p> <table border="1"><tr><td>対策項目</td><td>担当部署および関係部・機関</td></tr><tr><td>4.通信施設</td><td>NTT 東日本(株)</td></tr></table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	4.通信施設	NTT 東日本(株)	<p>第2節 生活関連施設等の復旧計画 『計画の体系・担当』</p> <table border="1"><tr><td>対策項目</td><td>担当部署および関係部・機関</td></tr><tr><td>4.通信施設</td><td>東日本電信電話(株)</td></tr></table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	4.通信施設	東日本電信電話(株)
対策項目	担当部署および関係部・機関								
4.通信施設	NTT 東日本(株)								
対策項目	担当部署および関係部・機関								
4.通信施設	東日本電信電話(株)								

## ○白井市地域防災計画【第3編 風水害等編 第1章 総則】

修正案	現行
<p>第2節 風水害危険区域の把握</p> <p>2.土砂災害警戒区域</p> <p>市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が<u>39</u>箇所あり、うち<u>35</u>箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの警戒区域の土砂災害の種類は、すべて急傾斜地の崩壊である。</p> <p>【資料編 <u>土砂災害警戒区域等</u>】</p>	<p>第2節 風水害危険区域の把握</p> <p>2.土砂災害警戒区域</p> <p>市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が<u>28</u>箇所あり、うち<u>26</u>箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの警戒区域の土砂災害の種類は、すべて急傾斜地の崩壊である。</p> <p>【資料編 <u>土砂災害危険箇所・区域</u>】</p>

○白井市地域防災計画【第3編 風水害等編 第2章 風水害等予防計画】

修正案	現行
<p>第7節 土砂災害の予防</p> <p>1.土砂災害警戒区域等</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条及び第8条の規定により、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊等により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」は、土砂災害基本法に基づき、県が指定するものである。本市においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域<u>39箇所</u>（急傾斜地の崩壊）が指定されている。（令和<u>7</u>年<u>6</u>月現在）</p> <p>市は、上記区域において、災害情報の伝達や避難を迅速に行い、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立を図るとともに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の対策を行う。</p> <p>(3)警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。</p> <p>土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。</p>	<p>第7節 土砂災害の予防</p> <p>1.土砂災害警戒区域等</p> <p>(1)土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条及び第8条の規定により、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊等により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」は、土砂災害基本法に基づき、県が指定するものである。本市においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域<u>28箇所</u>（急傾斜地の崩壊）が指定されている。（令和<u>2</u>年<u>3</u>月現在）</p> <p>市は、上記区域において、災害情報の伝達や避難を迅速に行い、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立を図るとともに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の対策を行う。</p> <p>(3)警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。</p> <p>土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。</p>

土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害警戒区域等についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。

土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。

○白井市地域防災計画【第3編 風水害等編 第3章 風水害等応急対策計画】

修正案			現行		
第8節 水害対策			第8節 水害対策		
3.利根川水防対策			3.利根川水防対策		
(5)利根川水防警報等			(5)利根川水防警報等		
		指定河川洪水予報の種類、標題と概要		指定河川洪水予報の種類、標題と概要	
種類	標題	概要	種類	標題	概要
洪水警報	氾濫危険情報	<p><u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位の超える状態が継続しているとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u></p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	洪水警報	氾濫危険情報	<p><u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u></p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき</p> <p><u>氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</u></p> <p><u>避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u></p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>		氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>

洪水 注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき</p> <p><u>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</u></p> <p><u>氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</u></p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
-----------	--------	---	---

## 第12節 避難収容活動

### 1.避難指示等

#### 避難指示等の発令判断基準

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、災害の発生が予想されるとき</li> <li>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「警戒」以上のとき</li> <li><u>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</u></li> <li><u>・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</u></li> </ul>
	洪水浸水 想定区域	<p><b>【利根川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・利根川の水位が氾濫判断水位に達し、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されているとき。</u></li> </ul> <p><b>【河川共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の河川において、軽微な漏水、浸食等が発</li> </ul>

## 第12節 避難収容活動

### 1.避難指示等

#### 避難指示等の発令判断基準

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、災害の発生が予想されるとき</li> <li>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「警戒」以上のとき</li> </ul>
	洪水浸水 想定区域	<p><b>【利根川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・利根川の水位が氾濫開始相当水位に達したとき</u></li> </ul> <p><b>【河川共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の河川において、軽微な漏水、浸食等が発</li> </ul>

		<p>見されたとき</p> <p>・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過されることが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>			<p>見されたとき</p>
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「危険」以上のとき</li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき</li> <li>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>	【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「危険」以上のとき</li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</li> </ul>
	洪水浸水 想定区域	<p>【河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき</li> <li>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想さ</li> </ul>		洪水浸水 想定区域	<p>【河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</li> </ul>

		<u>れる場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</u>
--	--	---

## 第18節 ライフライン対策

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
5.通信施設	<u>NTT 東日本(株)</u> 、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

--	--	--

## 第18節 ライフライン対策

### 《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
5.通信施設	<u>東日本電信電話(株)</u> 、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)